

## 公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

**第1条** この規程は、公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会（以下「この法人」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

**第3条** この法人は、役員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員には、総会の決議を経て報酬を支払うことができる。

(費用)

**第4条** この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員が職務のため出張した場合の旅費、及び役員会に出席した場合の旅費の支給は、沖縄県職員の旅費に関する条例の例(昭和47年沖縄県条例第49号)による。

(公表)

**第5条** この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

**第 6 条** この規程の改廃は、社員総会の決議を経て、行うものとする。

(補 則)

**第 7 条** この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

## 附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会の設立の登記の日から施行する。